

木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業（新規）

【平成21年度予算額 500,000(0)千円】

事業のポイント

外材を巡る不透明な国際情勢から、従来、外材を原料としていた製材工場等での国産材利用への転換を図るため、国産材の加工に必要な加工設備の導入や経営の安定等に必要な資金の借入に対する利子助成を行います。

また、品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等に対して利子助成やリース料への助成を行います。

（木材産業をめぐる状況）

- ・平成19年の木材自給率は、22.6%（対前年比2.3ポイント増加）で3年連続向上しました。
- ・ロシア政府は丸太輸出税を6.5%（平成19年6月末）から80%（平成21年1月）に段階的に引き上げる予定であり、北洋材丸太輸入（平成19年：400万 m^3 ）の大幅減が懸念されています。
- ・平成19年に改正建築基準法の施行などがあり、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっていますが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割にとどまっています。

政策目標

木材供給・利用量を平成27年度までに35%拡大

1,700万 m^3 （平成16年）

2,300万 m^3 （平成27年）

外材からの原料転換等により国産材処理能力を平成25年までに300万 m^3 向上（平成19年：1,860万 m^3 ）

< 内容 >

1．国産材への原料転換の取組に必要な資金の借入に対する利子助成

原料の国産材への転換を図るため、転換する樹種や生産品目に適した加工設備の導入とそれに伴う施設・設備の廃棄等に必要な資金の借入及び経営の安定に必要な長期の運転資金の借入に対する利子助成を行います。

2．木材産業の体質強化のための利子助成

経営の多角化等を図る設備導入等に必要な資金の借入について利子助成を行います。

3．木材供給高度化設備のリース導入に対する助成

製材業、木材販売業等を営む企業が、機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。

(財)日本木材総合情報センターが行うリース料助成の経過措置事業に対し、必要な経費を助成します。

< 補助率 >

- 1 定額、2 / 3
- 2 1 / 2、2 / 3
- 3 定額

< 事業実施主体 >

- 1 民間団体
- 2 民間団体
- 3 - 民間団体、全国木材協同組合連合会
- 3 - (財)日本木材総合情報センター

< 事業実施期間 >

- 1 平成21年度～23年度(3年間)
- 2 平成21年度～23年度(3年間)
- 3 - 平成21年度～24年度(4年間)
- 3 - 平成21年度 (1年間)

[担当課：林野庁木材産業課]